

諮問番号：令和 6 年度(2024 年度)諮問第 2 号

答申番号：令和 6 年度(2024 年度)答申第 3 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和 5 年（2023 年）6 月 13 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、令和 2 年（2020 年）9 月に精神障害者保健福祉手帳（障害等級 2 級）の交付を受け、同手帳は現在に至るまで有効である。

審査請求人は障害年金を受給しておらず、年金の裁定も受けていないから、「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成 7 年（1995 年）9 月 27 日社援保第 218 号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「加算判定通知」という。）によれば、精神障害者保健福祉手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定することができ、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 2 級の障害と認定されることとなる。

したがって、審査請求人の障害者加算に係る障害の程度が同表 2 級であるにもかかわらず、要件に該当しないとして障害者加算の認定を除外した本件処分は明らかに違法であり、すみやかに取り消されるべきである。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2 理由

加算判定通知においては、「1 障害基礎年金の受給権を有する者の場合」と、「2 障害年金の受給権を有する者以外の場合」とに取扱いが区分されている。

本件において、審査請求人は、障害年金請求のため、令和2年（2020年）12月17日付けで受診状況等証明書を取得している。受診状況等証明書が有料であることから、一般的には、審査請求人は障害年金の納付要件を満たしていることを確認できたため同証明書を取得したと推測できる。なお、処分庁は、令和5年（2023年）7月3日付け〇〇第〇〇号で日本年金機構に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第29条の規定に基づく調査の結果から、審査請求人は障害年金の受給権（保険料納付要件）を満たしていることを確認している。

加算判定通知「1 障害基礎年金の受給権を有する者の場合」については、「（1）障害の程度の判定は原則として障害基礎年金（以下「年金」という。）に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる」とされている。

これを本件にあてはめると、処分庁が、審査請求人から精神障害者保健福祉手帳の提出を受けた段階で、年金の受給状況を確認の上、受給していない場合は、年金の裁定の申請中であることを確認した上で、精神障害者保健福祉手帳に基づき障害の程度の判定を行い、障害者加算を認定すべきところを、年金の裁定の申請中であるか十分確認せずに、精神障害者保健福祉手帳をもって障害者加算を認定するという事務処理を行った結果生じたものであり、本来加算すべきでなかったと判断される。

審査請求人は、令和5年（2023年）10月26日付け反論書において、「加算判定通知における「手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には」との記載は、被保護者が申請手続きを完了した場合のみを意味するものではなく、申請に至るまでの期間も含まれることが明らかである。」と主張しているが、年金については、保険料納付要件の有無により取扱いが加算判定通知により区別されており、審査請求人は受給権（保険料納付要件）を満たしており、加算判定通知1－（1）に基づき、年金の裁定を申請している場合に精神障害者保健福祉手帳に基づき認定できるものである。

また、審査請求人は、令和6年（2024年）3月18日付け再反論書において、「「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和40年（1965年）5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「加算認定通知」という。）の3は「要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため」として、年金の受給手続中である場合以外にも障害者加算が認定できることを明記しており」と主張している。審査請求人がどのような場合を指しているか不明であるが、この「受給手続中である等」における「等」には、受給手続中と同様な効果がある場合とみなし、「受給手続中である等」とは、行政機関等に一定の事項を通知する「申請」「届出」を指すものであり、相談は含まないと解するのが一般的であり、審査請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、審査請求人が有する精神障害者保健福祉手帳により、障害者加算における障害程度が2級であると認められるが、障害年金申請の手続を行わない限り障害者加算を算定することはできず、処分庁の判断は法及び関係通知等に則して行っていることから、取り消すべき違法又は不当な点があるとまでは認められない。

第4 調査審議の経過

令和6年（2024年）7月22日 審査庁から諮問

8月23日 第1回審議

9月18日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 法令等の規定について

「生活保護法による保護の基準」（昭和38年（1963年）厚生省告示第158号）別表第1－第2章－2－（2）では、生活扶助についての障害者加算を行う者について、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級から3級まで又は国民年金法施行令別表に定める1級若しくは2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）について行うこととされている。

また、障害者加算に係る障害の程度の判定について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年（1963年）4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7－2－（2）－エ－（ア）では、「原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと」とされ、同（イ）では、同（ア）の手帳等を所持していない者については、「保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」とされている。

この「障害の程度が確認できる書類」には、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年（1963年）4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7－問65において、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、障害の程度が確認できる書類として取り扱って差し支えなく、この場合において、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、精神障害者保健福祉手帳の2級に該当する障害は同表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとされている。

そして、障害者加算における障害者の認定について、加算認定通知1及

び3では、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定をまっで行うべきものではなく、現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、（略）精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこととされている。

また、精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について、加算判定通知1－（1）では、障害基礎年金の受給権を有する者の場合、原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳を所持している者が障害基礎年金の裁定を申請中である場合には、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、障害基礎年金の裁定が行われるまでの間は精神障害者保健福祉手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとされている。

（2）本件処分について

処分庁は、令和2年（2020年）11月2日、審査請求人から精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた旨の届出を受け、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の交付日（令和2年（2020年）9月23日）が、初診日から1年6月を経過しているものであることを確認したため、障害者加算の要件を満たしているものと判断し、令和2年（2020年）12月から審査請求人の障害者加算を認定してきたところ、令和5年（2023年）3月15日に、審査請求人は障害基礎年金の受給権を有するにもかかわらず障害基礎年金の裁定の申請が行われていないため、加算判定通知の要件を満たしていないと判断したことから、本件処分において障害者加算の認定を取り消したことが認められる。

加算判定通知1－（1）によれば、精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定は、障害基礎年金の受給権を有する者の場合、

原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うこととされている。

本件において、審査請求人は国民年金に加入しており、障害基礎年金の支給要件を満たしていることから、障害基礎年金の裁定申請が認められれば、年金給付を受けられる権利すなわち年金の受給権を有していることが認められるが、本件処分時においても、審査請求人が障害基礎年金の裁定の申請を行っていないことが認められ、障害基礎年金に係る国民年金証書を所持していないことは明らかであるから、加算判定通知 1－(1)の国民年金証書により障害者加算に係る障害の程度を判定できる場合には該当しない。

また、審査請求人は精神障害者保健福祉手帳 2 級を所持しており、障害基礎年金の受給権を有していることから、障害者加算の認定を受けるためには、障害基礎年金の裁定の申請を行う必要があるが、上記のとおり審査請求人が障害基礎年金の裁定の申請を行ったと認めるに足る事実は認められないから、加算判定通知 1－(1)の精神障害者保健福祉手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる場合には該当しない。この点、審査請求人は反論書において、「加算判定通知における「手帳を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には」との記載は、被保護者が申請手続きを完了した場合のみを意味するものではなく、申請に至るまでの期間も含まれることが明らかである。」と主張しているが、処分庁が審査請求人に対し、障害厚生年金ではなく障害基礎年金の裁定の申請をするよう指示を行った時点から、本件処分を行った時点まで約 1 年もの間経過しており、加算判定通知 1－(1)の、障害基礎年金の裁定の申請を行い、障害基礎年金の裁定が行われるまでの間に限り、精神障害者保健福祉手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できる場合として容認できるものではなく、障害者加算の認定を取り消した本件処分に違法又は不当な点はない。

さらに、審査請求人は反論書において、障害厚生年金は障害基礎年金よりも受給額が大きく、生活保護からの離脱が見込めるため、障害厚生年金を当然に選択して申請する必要があることを主張しているが、当審査会

に提出された事件記録には、審査請求人が障害厚生年金の裁定の申請を行ったことを証する年金請求書の受付控や障害厚生年金に係る証書のような書類の提出はされておらず、本件処分時においても、審査請求人が障害厚生年金の裁定の申請を行ったと認めるに足りる事実認められないから、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 宮 田 房 之

委員 井 寺 美 穂

委員 真 田 由紀子